

白老町町内会連合会表彰規定

白老町町内会連合会規約第10条に定める表彰は、次の各号に定める基準で表彰し、表彰は実績の古い順から予算の範囲内で行う。

事蹟調査は単位町内会会長が作成し、意見書は地区町内会連合会会長が付する。ただし、地区町内会連合会会長及び団体の推薦は、町内会連合会会長が行う。

第 1 条 この規定は、白老町町内会連合会規約第10条にもとづき、表彰に関する事項を定める。

第 2 条 会長は次の各号に該当するもので、町内会長・地区町内会連合会会長から推薦のある者に限り選考し、披表彰者は役員会で決定する。

- (1) 優良団体の表彰は、町内会の活動が活発であり、かつ業績が顕著で他町内会の模範となるもの。
- (2) 功労者は、役員(理事)7年以上で退任し、功績が顕著と認められるもので、次年度で表彰する。
- (3) 功労者は、町内会長または役員として、10年以上在任し、地域社会に貢献しその功績が顕著であると認められるもの。
- (4) 他の団体から特別表彰を受けたとき、組織行為として認められるもの。
- (5) 町内会・地区連合会・町内会連合会に対し、15万以上の金品を寄付したものの。
- (6) 町内会または地域社会のため、自主的に奉仕活動をした者に対し町から要請があれば、個人団体の推薦または表彰を行う。

付 則

この規則は、平成 3年4月 1日から適用する。

この規則は、平成 6年4月 1日から適用する。

この規則は、平成18年4月 1日から適用する。